

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、都市部の企業人材等の本県でのワーケーション実施の拠点づくりに取り組む民間企業等を支援することで、都市部等からの新たな人の流れを創出し、継続的に地域と関わり応援する関係人口の拡大を図ることを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ワケーション 都市部等に在住する企業人材やフリーランス等が、普段の職場とは異なる場所で、テレワークや企業研修・会議等「仕事」を行いながら「休暇」と両立する柔軟な働き方をいう。
- (2) 拠点施設 インターネット等の情報通信ネットワーク等の設備が整備された、ワーケーション実施者が働くことのできる施設（テント等の可動式の設備を使用するものを含む）をいう。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う施設利用料収入、体験料収入等のその他の収入（この補助金を除く。）の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表第5欄に定める額を上限とする。
 - 3 本補助金の事業実施期間は、補助事業の開始日から最長24か月とする。
 - 4 本補助金は、次に掲げる全ての条件を満たす場合に交付するものとする。
 - (1) 補助事業完了後、5年以上継続して本補助金で整備した拠点施設の運営を行うこと。
 - (2) 補助事業完了後5年間は、各年度の事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書を提出しなければならないこと。
 - 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、原則として別に定める審査結果の通知日から14日以内（祝日・週休日は算入しない。）に行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入

控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金等進捗状況報告書）

第9条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

（財産の処分制限）

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表（第4条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施 主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な変更
<p>民間企業等が、都市部の企業人材等の本県でのワーケーション実施を推進するために実施する次に掲げる事業とし、(1)から(3)のすべてを実施すること。ただし、(1)については、既に働ける環境が整備されている場合にはこの限りとしない。</p> <p>(1) ワーケーション拠点施設の整備・運営・情報発信 (2) 拠点施設利用者誘致のためのワーケーションの体験イベントの開催及び参加者募集のための広報 (3) 拠点施設を利用するワーケーション実施者と地域住民や県内企業人材との交流を図る事業</p> <p>次の掲げるすべての条件を満たすこと。 ア 補助事業完了後、5年以上継続して本補助金で整備した拠点施設の運営を行うこと。 イ 宗教活動、政治活動でないこと。 ウ 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。 エ 補助対象経費について国又は県の他の助成金等の交付を受けない事業であること。 オ 本補助金交付決定後、当該年度内（3月31日まで）に事業を開始すること。</p>	<p>民間企業、団体、NPO等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者）</p>	<p>補助事業の実施に要する経費のうち次に掲げる経費とする。なお、特定の個人や個別企業に対する給付及びそれに類する経費、用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る経費、視察旅費、食糧費（食事代）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p> <p>(1) 施設整備費（拠点施設整備のための建物の改修（新築は、含まない）、設備の新設・改修、拠点施設整備と一体的に実施する1件10万円以上の備品購入に要する経費。ただし、補助事業開始1年目のみ対象とする。） (2) 拠点施設の賃借に要する費用 (3) 電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約（新たに締結され、又は変更されたものに限る。）に基づき支払う費用 (4) 補助事業実施に伴い発生する直接人件費 (5) 情報発信にかかる以下の経費のうち必要と認められるもの ア パンフレット作成費 イ 講座の開催にかかる講師の謝金及び旅費（補助事業者が主催又は共催のものに限る） ウ 体験イベントにかかる企業のワーケーション担当者招致にかかる経費 エ 雑誌等の記事作成にかかるライター等にかかる経費</p>	<p>1 / 2</p>	<p>補助事業開始1年目 4,000千円（うち、施設整備費2,000千円、直接人件費500千円） 補助事業開始2年目 2,000千円（うち、直接人件費500千円）</p>	<p>(1) 補助金の増額又は補助金の額の2割以上の減額を伴う変更 (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更</p>

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 事業計画（報告）書

1 事業実施主体

事業実施主体名 及び代表者名		
所在地		
連絡先電話番号		
メールアドレス		
ホームページ		
担当者職・氏名		
団体の 場合のみ 記載	団体の設立年月日	年 月 日
	団体の概況	

2 事業の実施目的・効果（実績報告の場合は実施結果）

--

※地域に存在する資源・魅力や住民ニーズ、地域への効果等を踏まえて記載すること。

3 事業の概要

(1) 事業の名称		
(2) 事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
(3) 事業実施地区		
(4) 事業ターゲットと理由		
(5) 事業内容	①ワーケーション拠点施設の整備・運営・情報発信	
	②拠点施設利用者誘致のためのワーケーションの体験イベントの開催及び参加者募集のための広報	
	③拠点施設を利用するワーケーション実施者と地域住民や県内企業人材との交流を図る事業	
	※外部へ発注するものについては、原則、県内事業者へ発注するものとし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載すること。	
(6) 事業実施スケジュール	年 月 年 月 年 月 年 月	
(7) 事業実施体制	※地域の理解を踏まえ、十分な体制のもと、取組を主体的に行い計画を実現できることが分かるように記載すること。	
(8) 事業開始の実現性（実績報告の場合は不要）	※資金調達（自己資金）の確保等、必要な人材の確保、地域の要望等を記載すること。	

様式第2号（第5条、第8条関係）

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金 収支予算（決算）書

1 収 入

（単位：円）

区 分		予算額 (又は決算額)	積 算	備 考
年度 (ヶ月分)	本補助金			
小計				
年度 (ヶ月分)	本補助金			
小計				
年度 (ヶ月分)	本補助金			
小計				
合 計				

（注）その他収入については内容を具体的（施設利用料収入、体験料収入等）に記載すること。

2 支 出（事業費内訳）

（単位：円）

科目		予算額 (又は決算額)	積 算	備 考
年度 (ヶ月分)				
小計				
年度 (ヶ月分)				
小計				
年度 (ヶ月分)				
小計				
合 計				

年 月 日

様

鳥取県知事



鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、事業計画書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

区 分	補助対象経費	交付決定額
施設整備費	円	円
直接人件費	円	円
その他の経費	円	円

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

事業実施主体 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金について、鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 規則第18条の補助金の額の確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金進捗状況報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県ワーケーション拠点整備事業費補助金	
	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
交 付 決 定		
年度までの実績 ①		
年度における実績 ②		
年度以降の実施予定 ③		

(注) ①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。

(添付書類)

- (1) 補助対象経費を証する契約書及び領収書等の経費を支出したことが分かる書類の写し
- (2) 交付決定通知書及び変更承認通知書の写し